議案第４２号

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和７年６月５日提出

米　原　市　長　　角　田　航　也

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長または他の市町村長が指定した工事事業者が給水装置工事を実施できるようにするため、この案を提出するものである。

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

米原市水道事業給水条例（平成17年米原市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長または他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第８条第２項中「指定給水装置工事事業者」の次に「等」を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市水道事業給水条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現　行	改正理由
（工事の施行） 第８条　給水装置の工事は、管理者または管理者が法第16条の２第１項の指定したもの（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長または他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。	（工事の施行） 第８条　給水装置の工事は、管理者または管理者が法第16条の２第１項の指定したもの（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	・災害その他非常の場合において、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するための改正
２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者等が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査および材料検査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査および材料検査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	・文言の整理